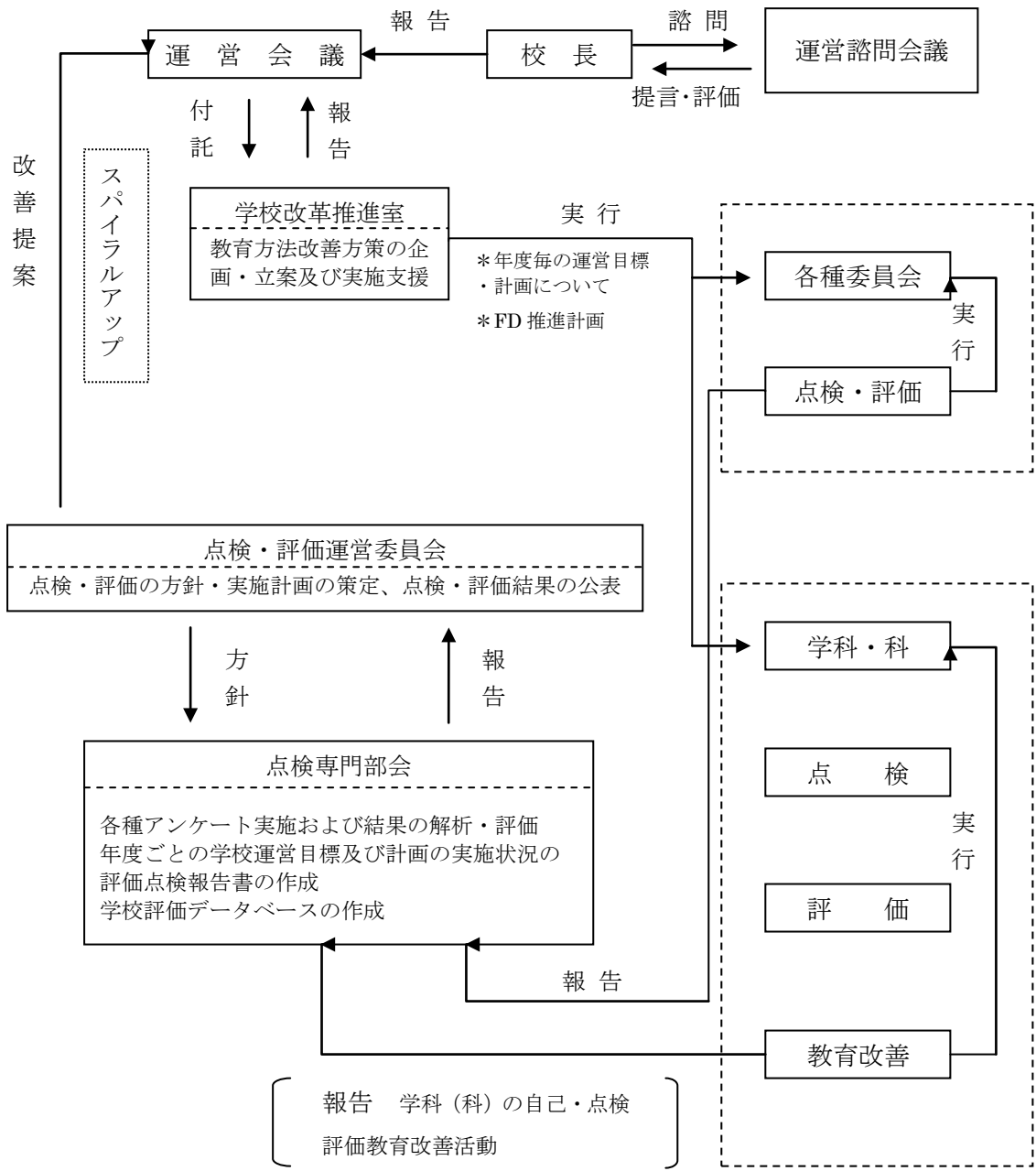


第 4 回 運営諮問会議 配付資料一覧

No.	資 料 名
1	学校案内 2 0 0 8
2	はばたけ未来へ 2 0 0 9
3	平成 2 0 年度 学校運営目標・計画
4	平成 2 0 年度 教育改善推進計画
5	平成 1 9 年度 自己点検評価書
6	平成 2 1 年度 学生募集要項
7	平成 2 0 年度 本科履修要覧
8	平成 2 0 年度 専攻科履修要覧
9	専攻科 2 0 0 8
10	高専だより
11	新居浜高専メールマガジン
12	新聞記事から見た新居浜高専
13	新居浜高専における地域との連携 平成 1 7 年度～
14	地域連携プロジェクト型ものづくり活動 ～工都新居浜の活性化プラン～
15	新居浜高専 技術シーズ集 3
16	高技センター報 第 6 号
17	第 3 回 運営諮問会議報告書

教育改善等実施の組織体制図



新居浜工業高等専門学校運営諮問会議規程

平成 17 年2月8日規程第2号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、地域のニーズ及び時代の変化に即応し、効率的かつ効果的な学校運営を確保するため、運営諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 会議は次に掲げる事項について、校長の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) 本校の運営基本方針及び教育研究計画に関すること。
- (2) 本校の教育研究活動及び地域連携活動等の評価に関すること。

(組織)

第3条 会議は、本校の教職員以外の者で、高専に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、校長が選考した若干名の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 会長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 校長は、運営諮問会議での審議事項について、運営会議に報告するものとする。

(事務)

第8条 会議の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年2月8日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校外部評価委員会規程(平成 13 年8月 29 日規程第8号)は、廃止する。

新居浜工業高等専門学校運営諮問会議報告書

平成21年5月

新居浜工業高等専門学校総務課

〒792-8580 愛媛県新居浜市八雲町7番1号

TEL (0897) 37-7700

FAX (0897) 37-7842

URL <http://www.niihama-nct.ac.jp/>